

広島県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

令和五年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安芸高田市吉田町吉田字郡山一一二一三の二、一一二一三の三、一一二一四、一一二一五、一一二一七の一、一一二一八、一一二一九の二、一一二二〇、一一二三六、一一三二八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）